

【注意事項】

※必要事項が書かれていない、消せるボールペンで書いてあるなど、不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

※持参していただくもの

- ☐ 委任状
- ☐ 代理人の本人確認できる身分証明書
- ☐ 代理人の印鑑（朱肉を使用するもの）
- ☐ 転出証明書（転入届の場合に限る）

その他、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、福祉医療受給者証、介護保険証など必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※本人確認できる身分証明書は、すべて有効期限内のもので、運転免許証、パスポートなど顔写真付のものは1点、健康保険証、年金手帳など顔写真のないものは2点ご持参ください。

※異動日以降、14日以内に手続きをしてください。転出届に限り、異動予定日の14日前から手続きができます。

※委任状の代理人の住所は、本人確認できる身分証明書で確認できる住所を書いてください。

※委任状に記載の内容のほか、異動されるご本人の本籍、筆頭者、世帯主との続柄なども住民異動届に記載していただきます。